

令和6年神奈川県議会本会議第1回本会議 産業労働常任委員会

令和6年3月7日

◆佐々木正行委員

公明党、佐々木です。

まず初めに、報告資料の23ページから24ページにかけての「最近の経済動向及び雇用情勢について」のところ、24ページに「日本の経済の見通し」と「神奈川経済の見通し」とありますよね。ここでいつも疑問に思っているんですが、こう並べると、日本経済の国内総生産と神奈川県内総生産というものが、どうしても比べて見るということになるわけなんですね。これが結局、日本の経済見通しは、出所の資料は内閣府の閣議決定の話であると、それから、神奈川経済のほうは浜銀総研だと。これは発表主体が異なると、手法やほかの捉え方なんかも違ってきちゃうと思うんで、こういうのは載せてもあまり意味がないんじゃないのかと。別々に見るだけだったらしいですけれども、ここに並べて載せるのであれば、比較できるデータを載せるべきじゃないかと以前から思っていて、そこについてちょっとコメントをいただければと思います。

◎産業労働局長

常任委員会報告資料の内容について御指摘を頂きました。出典をそろえるべきという御指摘でございました。誠に正鵠を得られた御指摘かなというふうに思います。実は、ちょうど局内でも、例えば23ページにも県内総生産がありますが、これは令和2年度までの数値しかないというようなこともございまして、その議論を始めなければいけないんではないかと、1年間報告をしてまいったわけでございますけれども、そのような話も始まっていたところでありまして、いつぐらいからこのような経済指標を報告しているのかということなんですが、類似したものを含めると相当以前から報告を出しているようございます。我々としても、こうした出典元の調査方法がどのように行われているか、あるいは分析がどのように行われているか等を含めて、改めて勉強し直す必要もあるなということもございますし、また、時代の変化の節目、潮目ということもございますので、この報告資料の際に、報告項目あるいはそのヒントなども含めて、改めてよく議論して、次回以降、見直しを検討したいというふうに考えております。

◆佐々木正行委員

局長から答弁をいただきました。ぜひそのように、委員にも分かりやすい、そして比較できるようなデータをこれから掲載していくよう御検討をお願いしたいと思います。

次に、人手不足対策についてなんですが、今年度の委員会もそろそろ終わっていくので、第2回のときに、人手不足を解消するためということで、私はまず、県内業界の分野ごとの就業者数とか昼夜の人口動態の確認を要望したはずです。その後、業界の分野ごとにどのくらいの数が不足しているのかとい

うのを把握するのは相当難しいんだろうなとは思いますが、その辺り、最終的には把握できたのかどうか、また、それに類似するようなことを何か県として取り組んだのか、そこをお聞きします。

◎雇用労政課長

県内の業界分野ごとの就業者数や昼夜別の人口動態につきましては、令和2年の国勢調査において、それぞれ数値を把握することができます。加えて、人手不足対策につなげるためのデータとして、国の雇用動向調査からは、全国各地域ブロック単位での業界分野ごとの未充足求人数や欠員率を把握することができ、また、神奈川県労働力調査結果報告からは、業界分野ごとに年代別の就業者の割合を把握することができるため、これらの数値を用いて分析を行ってまいりました。しかし、これらのデータでは、本県の業界分野ごとの具体的な人手不足の数を出すのがなかなか難しく、全国の数値から推計するというところまでといったところでございます。現在、県内の人手不足に関する数値としては、推計値ではありますが、リクルートワークス研究所が昨年発表いたしました、2030年に本県の労働力が約12万2,000人不足するという数値を認識している状況です。

◆佐々木正行委員

御努力は非常に分かりますので、何でそういうことを申し上げたかというと、やはり雇用対策をやっていくには、現状が分からないとできないわけですよね。国からこういうメニューが下りたからやるというのではなくて、神奈川県はどうなんだということから派生してきたわけなので、御努力は評価するところでありますけれども、今後も県内の雇用状況が分かるような指標を編み出していく、多分、お金をたくさんかけて、予算を取ってコンサルに頼めばできるかもしれないが、莫大なお金がかかつちゃうと思うんだよね。それも費用対効果として得策ではないと思うので、しかし、雇用対策をやる上では、できるだけ地域がどうなっているか把握するためにも、足を運んで汗をかいたりして、今後やっていただきたいと思いますので、御努力は感謝いたします。

そこで、人手不足は解消されていないわけなので、小規模事業者に対する金融支援についてお聞きしたいと思います。

景気は緩やかに回復しているということで、常任委員会資料にも書いてありますけれども、私が現場を歩いていますと、やっぱり物価高で資金繰りが厳しくて、景気が回復しているという実感があまりないという事業者が多いんですね。そこで、県内の小規模事業者の現在の業況、それから今後の見込みについて伺います。

◎金融課長

公益財団法人神奈川産業振興センターの令和5年10月から12月期の中小企業景気動向調査によりますと、企業の景況感を示す業況D Iは、中規模企業ではマイナス20.0%となっていますが、小規模企業はマイナス31.3%と11.3ポイントも少なくなっています。半年後的小規模企業の業況D Iの見込みは、

マイナス 33.8% とさらに低下の見込みであることから、小規模事業者は大変厳しい経営状況に置かれていると受け止めております。

◆佐々木正行委員

分かりました。

我が会派の鈴木議員が、令和 5 年 6 月の定例会の質問で、小規模事業者の資金繰りにおけるニーズに応じた支援ということで提言をさせていただいて、小規模事業者の資金繰りを支える新たな融資メニューをつくっていただき、小規模事業者のメリットとなったのか、それについてお伺いします。

◎金融課長

まず、小規模事業者の資金繰りを支えるための新たな融資メニューでございますが、二つございまして、一つ目は、12 月補正でお認めいただき、1 月から取扱いを開始いたしました原油・原材料高騰等特別対策融資の小口枠で、二つ目は、来年度予算案にて、4 月から取扱い開始を予定しております小口零細企業保証資金のミニ枠でございます。この小口枠、ミニ枠、いずれも 500 万円までの融資に対し、信用保証料を拡充することで小口の資金需要に応えるものでございます。

続いて、小規模事業者のメリットでございますが、例えば、期間 10 年で、500 万円で原油・原材料高騰等特別対策融資を受ける場合、個々の企業の経営状況によっても異なりますが、信用保証料補助がない場合と比較して、平均で 20 万円程度、信用保証料が割安となります。信用保証料は、原則として一括前払いとございまして、売上げ規模が小さく、資金繰りに苦慮している小規模事業者にとって、信用保証料の拡充は大きなメリットとなると考えております。

◆佐々木正行委員

ありがとうございます。まず、その 500 万円までの融資に対して、信用保証料の補助を拡充していただいたということは、前払いと現場の小規模事業者は払わないといけない、例えば、40 万円払わなければいけないが 20 万円で済むということは、非常に大きなメリットがあると思いましたので、こうしたことをつくっていただくというのが県の本来の仕事であるというふうに思いますので、評価をしたいと思いますけれども、今後もこうした小規模事業者に目を向けた対策を取っていただきたいというふうに思います。

それから、小規模事業者の持続的な発展には、やはり設備投資、これに係る金融支援も重要であるというふうに考えているんですけども、私が 12 月の常任委員会で拡充を要望した小規模企業者等設備貸与制度、この制度の来年度予算額について、どのぐらいになったのかお伺いします。

◎金融課長

小規模企業者等設備貸与制度の来年度予算額は、コロナ収束後の小規模事業者の設備投資意欲に確実に応えるよう、1 億円を増額し 5 億円とする予定でございます。

◆佐々木正行委員

額が多い・少ない、分かりませんが、増やしていただいたことは大変ありがとうございます。

そこで、今、現場を歩いていて、少し設備投資をしようかなと思ってきていく部分もあるんじゃないかと思うのですが、来年度の県内小規模事業者の設備投資についてどのように分析しているのか、これを詳しく教えてください。

◎金融課長

小規模企業者等設備貸与制度を実施している神奈川産業振興センターの現場の職員からの聞き取りや、財務省横浜財務事務所及び日本銀行横浜支店の直近の調査では、県内企業の設備投資は増加していること、また、日本政策金融公庫総合研究所の直近の調査において、小規模企業の設備投資実施割合が増加傾向にあることなどを勘案し、来年度の県内小規模企業者の設備投資は、引き続き増加するものと見込んでおります。

◆佐々木正行委員

分かりました。小口のそういう融資メニューの創設とか予算の増額というのをしていただいたので、今後も小規模事業者に対する金融支援を含めて、地域経済を支える小規模事業者でありますので、そういう方々を支える施策を今後も続けていただきたいと思います。

続きまして、昨年の4月に、かながわ中小企業リスクリソース相談窓口、これを設置していただきました。私も質問を本会議でさせていただいたこともありますし、依然として県内中小企業の労働力という点は不足しているわけ에서는ので、その対策として、リスクリソースへの取組をしていくということは非常に重要だというふうに思っております。

人材育成を含めて質問させていただきたいのですが、この相談窓口の利用状況について、まず確認させてください。

◎産業人材課長

昨年4月27日に、かながわ中小企業リスクリソース相談窓口を産業人材課内に設置し、職員が電話等で相談を受け付けており、これまでに19件の相談がありました。具体的には、どのようなリスクリソースセミナーがあるのか、国の助成金はどんなものがあるかといった企業の問合せがありました。このほか、様々な支援があるようですが、どこに相談していいか分からぬといった、支援内容や支援機関に関する漠然とした問合せもあったことから、相談者の声をまず受け止め、相談内容に応じて支援を提供する機関の情報などを案内しております。

◆佐々木正行委員

私も相談窓口を設置してほしいという要望をしたものですから、責任もあるので、ただ、19件というのはあまりにも低調ではないかと思うんです。これからデジタル化も含めて、A.I.とかを活用していく企業が生き残っていくという

分析も様々な方がしている中で、こういうリスクリングの窓口に相談が少な過ぎるというのは、広報が緩いんじゃないかと思ったものですから、どのような広報をされているのか、まずお聞きします。

◎産業人材課長

まず、窓口の開設に併せて記者発表を行い、ホームページを開設して周知を開始しております。また、リスクリングの啓発や、県のリスクリングに関する支援をしている機関を掲載しております、相談窓口のためのチラシを作成し、企業や団体等に配布しております。加えて、関係団体に依頼して、情報紙やメールマガジンに記事を掲載していただいており、秋には電子申請の相談受付も開始しております。こうした取組の結果、19件の問合せにとどまっているということから、窓口の存在を周知するため、広報先を拡充するとともに、より効果的な広報媒体を検討し、広報強化をしてまいりたいと考えております。

◆佐々木正行委員

来年度も新たに実施するリスクリング人材育成事業について、業者をプロポーザルで選定するという、公募型になるということなんですけれども、まず、なぜプロポーザル方式としたのか確認させてください。

◎産業人材課長

こうした支援事業は、ほかの自治体における取組事例が少ない状況でございまして、あらかじめ実施方法等を仕様で詳細に示すということが難しいと判断しました。また、プロポーザルにより、幅広い提案が受けられるということから、民間事業者の専門的で豊富なノウハウを活用でき、より効果的な事業が実施できると考え、プロポーザル方式としております。

以上のようなことから、限られた予算の中で、より効果的な事業が展開できるよう、広く企画提案を受けることが期待されるプロポーザル方式を採用することにしてございます。

◆佐々木正行委員

ぜひ有効活用していただきたいというふうに思うんです。なかなか今まで事例がないことなので、手探りでやっていらっしゃるのは分かるので、それはいいですが、プロポーザルをやっていただいて、様々ないい事例の事業者からの提案みたいなものを集結していくというか、それをプラスアップしていくものにしていくことも大事なんじゃないかと思って、プロポーザルで来た事業者のいいとこ取りというのはちょっとどうなのかと思うかもしれませんけれども、県民のためになる、事業者のためになることありますから、汗をかいて、ぜひこれもしっかりと行っていただきたいと思いますし、この業者の決定はどのように行われていくのか、これも確認させてください。

◎産業人材課長

まず、基本的に備えるべき最低限の仕様を示した上で、業者から提案募集を

受け、リスクリソース事業の期待する効果を考慮した上で評価基準を作成し、提案書の内容を審査します。審査には、利用者等を代表する者、業務に関し専門的知見を有する者などの委員で構成する審査会を設け、評価基準に沿って審査を行い、優劣をつけます。最終的に、提案書を提出した業者のうち、業務等の見積り額が予定価格の範囲内であって、最も評価が高いと認められた業者を選定する予定でございます。

◆佐々木正行委員

分かりました。

そこで、リスクリソース相談窓口をせっかくつくってもらったので、その窓口に来て相談している人たちも、その窓口からでもそういう申請、受講する申込みというのができるのか、それを確認させてください。

◎産業人材課長

まず、受講者の申込みにつきましては、委託業者がホームページを開設し、電子申請等による受付を行うことを想定しております。当課のリスクリソース相談窓口に相談がありましたら、しっかりと事業の説明をさせていただくとともに、申込み方法を御案内するなど情報提供等を行ってまいります。今後、より多くの県内中小企業に、このリスクリソース人材育成事業を有効に活用してもらうとともに、相談窓口についても一層効果的に活用してもらうことで、企業におけるリスクリソースの取組を推進してまいります。

◆佐々木正行委員

今おっしゃったとおりですけれども、人口減少とか産業構造の変化とか技術革新とか、企業を取り巻く環境というのはすごく変化しているので、リスクリソース人材を育てることは非常に重要だというふうに思いますので、窓口の広報の強化も含めて全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に、障害者雇用の促進について伺います。

これも、常任委員会資料に載っております「障がい者雇用の取組について」に記載されている、社会保険労務士による相談支援についてというところがあります。今、働き方改革がいよいよ4月から始まるということで、建設業や物流関係、それから医師、そういう中で、こういう雇用に詳しい社会保険労務士の方々を活用してというか、連携を強化していくというのは物すごく大事だというふうに捉えております。その上で、まず、神奈川県が社会保険労務士を活用したきっかけですね。非常にいいことだと思うので、それはどういういきさつで社会保険労務士の相談支援、これを取り入れたのかお伺いします。

◎障害者雇用促進担当課長

こちらの取組でございますが、障害者雇用促進センターが、企業における障害者雇用を牽引する組織として平成29年4月に創設されまして、その中で企業訪問を行ってまいりましたが、企業から、障害者を雇用する場合の給与規定や就業規則等の見直しなどの就業環境の整備、労務管理について専門的なサポー

トをしてもらいたいという声が挙がりましたことから、翌年の平成30年から事業を開始したものでございます。

◆佐々木正行委員

そういう現場の声を取り入れたというのは非常によろしいことだと思うので、それを推進してくださっていることはありがたいのですが、神奈川県としては、社会保険労務士を活用する意義というのは何であると思っているのか、これについてお伺いします。

◎障害者雇用促進担当課長

社会保険労務士は、労働、社会保険に関する法律に精通した人事労務のスペシャリストでございますので、特に障害者雇用に当たりまして配慮しなければいけない事項、例えば給与規定、就業規則の見直しといったところについて、専門家の知識と経験に基づいた適切な助言が受けられるということがあるということです。

◆佐々木正行委員

非常に重要だと捉えているということですね。どのような業種の企業から、どのような相談があったのか、分かる範囲で教えてください。

◎障害者雇用促進担当課長

まず、業種でございますが、例えば、教育学習支援業から老人福祉・介護事業、製造業、情報通信業、運輸業等、幅広く様々な業種の企業から受けました。内容としましては、就業規則の作成や見直しに係る相談が一番多く寄せられておりまして、それ以外に労働条件、通知書の作成や賃金体系、そして、活用できる助成金などについての相談がございます。

◆佐々木正行委員

法定雇用率が引き下げられる中で、今、企業からの需要はあるはずですね。あるはずなんだけれども、それにもかかわらず令和5年度の実績はゼロという、この事業を活用してもらうための努力をしていないんじゃないかとすごく不安に思ったわけなんですよ。今までずっと聞いてきたら、大事だ大事だと言っている割にはゼロ件という、そういう実績なわけですね。ここについてどう思っているのかお聞きします。

◎障害者雇用促進担当課長

委員御指摘のとおり、障害者の雇用に当たりまして、企業としては専門家の意見を参考にしたいと思われますので、それに対して実績がゼロであったということは、企業への周知が不十分であったと考えております。これまで、法定雇用率未達成の企業に個別訪問を行います際に、雇用の支援策として紹介を行っていました。これに対して、既に障害者を雇用している企業についても、雇用を継続していく中で新たな課題が生じてくることも多く考えられます。今

後も、そういう既に雇用している企業についても、より積極的な活用を呼びかけてまいりたいと考えております。

具体的には、企業向けに実施しておりますフォーラムやセミナー、企業交流会などにおきまして事業を周知するとともに、企業内福祉推進者向けのメールマガジンですとか、来年度から新たに実施しますLINEなどの事業を活用して、情報発信の強化に取り組んでまいります。また、法定雇用率未達成の企業につきましては、来年度から実施します障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の内容の案内と合わせまして、社会保険労務士派遣事業のチラシを5月頃発送予定ですので、周知の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

◆佐々木正行委員

おっしゃっていることは大変すばらしいし、そのとおりなんですけれども、実績はゼロですからね、何回も言っていますけれども。それとともに、この事業内容のチラシとかホームページ、これも拝見させていただいているわけなんですけれども、企業が使いやすいような感じになつてないと思うんですね。なので、当事者目線でこういうものを見直す必要があると思うんですけれども、相談回数だとか、非常に不安な要素があるので、それを改善するつもりがあるのかどうか、それについてお伺いします。

◎障害者雇用促進担当課長

ただいま委員から御指摘がありました、まず、企業からの相談回数につきましては、これまで1回限りという形でやっておりましたが、相談内容が異なる場合などを含め、複数回の対応もきちんとできるようにしまして取り組んでまいりたいと思っております。また、派遣事業につきまして、これまで企業の申込みから実際の相談日まで約1か月を要しておりました。今後はオンラインによる相談も取り入れたり、また、企業から出前講座の要請がありました際、そのときに社会保険労務士にも同行してもらいまして、併せて相談を受け付けるなど、期間を短縮するように取り組んでまいりまして、このように企業のニーズをできるだけ酌み取って、実施方法を改善してまいりたいと考えているところでございます。

◆佐々木正行委員

事業者に雇用していただきたいという働きかけももちろん大事なのですけれども、要は、障害者である当事者の方々が安心して、そういう環境だということを整備することも必要なわけですから、両面で取り組んでいただくことになるわけですよ。ですので、そういう中で社会保険労務士の役割というのは、さっきも申し上げましたけれども、働き方改革が、今までなかなか手をつけられなかつた業種の皆様のところにも、いよいよ4月から始まるということも含めて、社会保険労務士の皆さんが果たす役割は大きいというふうに思うんですね。ですので、現場の声をしっかりと聞いていただきながら取り組んでいただくということが必要なんじゃないかと思いますが、最後にいかがでしょうか。

◎労働部長

働き方改革ですとか労働力不足など様々な課題を抱える企業にとりまして、人事労務の高度な問題に対応できる専門家である社会保険労務士の重要性は増しているというふうに実感しております。特に障害者雇用におきましては、委員御指摘のとおり、障害当事者が安心して働く職場環境を整備するというために、社会保険労務士の果たす役割は非常に大きいと認識しております。

この社会保険労務士による相談支援事業につきましては、本年4月からの雇用率引上げに伴い、新たに従業員数40人以上の企業が制度の対象となりますので、本制度の周知を強化するとともに、社会保険労務士会ですとか企業の意見を聞きながら、企業が活用しやすい事業内容に見直しを行い、企業支援の機会を逸することのないよう、しっかりと取り組んでまいります。

◆佐々木正行委員

予算額を聞いたら下がっちゃっているんですよね。これは全体のバランスから考えると、財政当局も含めて、切れるところを切っていくというか、下げるところを下げるという、そんなことになっていっちゃって、位置づけが低かったんじゃないかと、すごく私は思うんです。予算額を言ってもらえば分かっちゃいますけどね、今まで幾らだったか、実績と来年度は幾らなのか、そういうところも含めて、しっかりと取り組んでいくという決意を今言っていただいたと思いますので、ぜひ、社会保険労務士の先生方ともよく連携を取っていただきて、進めていただければというふうに思います。

次に、介護ロボットの実装促進についてお聞きしたいというふうに思います
が、まず、この事業に取り組むこととした経緯を最初にお伺いします。

◎産業振興課長

公益財団法人介護労働安定センターの令和4年度介護労働実態調査によりますと、介護施設等の約7割が介護職員の不足感を抱いておりまして、慢性的な人手不足が課題となっております。また、少子高齢化が進み、介護の現場は、今後さらに深刻な人手不足となることが想定されまして、ロボット等のテクノロジーを活用した効率化や生産性の向上が喫緊の課題となっております。産業労働局といたしましても、生活支援ロボットの社会実装を加速化する上で、介護は需要が拡大していく分野であることから最適の分野と考え、介護ロボット実用化促進事業に取り組むことといたしました。

◆佐々木正行委員

それでは、具体的にどのような取組を行うのか、確認の意味で教えてください。

◎産業振興課長

まず、県内のモデルとなっていただけるような介護事業者に参加いただきまして、介護施設や在宅介護の現場で、様々なロボット等を導入する実証実験を数か月間行いまして、生産性の向上について効果検証を行います。この効果検

証の結果をロボット開発企業にも共有しまして、ロボットの改良費等の支援を行って、より現場のニーズに適した介護ロボットの実用化につなげていきます。また、実証実験で収集しましたデータについて、大学等と連携しまして、生産性の向上や介護される側の生活の質の向上、いわゆるQOL向上等に関する分析も行います。

◆佐々木正行委員

これを実際にやっていただくためには、やはり意欲も能力も高い専門性を持ったりしていただくことが非常に大事だと思っておりまして、介護現場のそういうニーズに応えてテクノロジーをそこに活用していくということは、本当に大変だと思います。しかし、そういう高い意欲を持った事業者が、しっかりと入っていってやっていけば、私はできるんだと思って、どのようにそういう事業者を選んでいくのか、想定しているのか、それについてお伺いします。

◎産業振興課長

委員の御指摘のとおり、こちらの事業は委託事業として発注しようと考えております。その委託事業者は、介護分野のテクノロジー活用に、特に専門性を持った事業者を想定しております。また、こちらの選び方ですけれども、プロポーザル方式で公募します。公募に当たりましては、仕様書に委託事業の目標値ですか、県と頻繁に情報共有しながら事業を進めることといったことを明記しまして、目標達成が見込める事業者を選定したいと考えております。

◆佐々木正行委員

コンサルの方々もいろいろな分野の人たちがいて、そういうたけているところに依頼するというのは非常に大事だと思っていますので、ぜひ結果がしっかりと出せる事業者を選んでいただければというふうに思います。

この介護ロボットの試験導入を実施するに当たっては、今度は参加していたく側の介護施設等を効率的に集める工夫とか、よりよい方法を見いだしながらやっていくことが必要だと思うんです。そういうところをどういうふうに捉えてやっていこうとしているのか、大事なところなのでお聞きしたいです。

◎産業振興課長

まず、こちらの試験導入を実施していく施設等ですけれども、その数が、介護施設 15、在宅介護サービス事業者 9 の計 24 事業所以上で行うことと考えております。まず、そうした県内のモデルになっていたけるような事業所にいっぱい参加していただくということが必要になります。ですので、まず、施設の募集に当たりましては、事前に、効率的により多くの事業者に参加を働きかける必要があります。まず、業務で日頃から介護施設等に関わりのある福祉子どもみらい局と連携しまして、施設等に広く周知を図ります。また、複数の介護施設や在宅介護事業を運営しているような法人にも直接出向いて説明するなど、効率的に多くの施設等に参加を働きかけてまいりたいと考えております。

◆佐々木正行委員

福祉子どもみらい局というお話をもありましたけど、この介護ロボットの実装を加速させるために、今後どのようなことが必要で、取り組んでいこうと思っているのか最後にお聞きします。

◎産業部長

まず、この介護ロボット実用化促進事業を実施するに当たりましては、介護分野の事業を所管しております福祉子どもみらい局としっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。その上で、介護現場では、ロボットを導入すると、従来の作業手順とか人員配置を変更する必要が生じますので、ロボットの導入支援だけではなく、運用方法のサポートといったハード・ソフトの両面から支援していきたいと思います。また、ロボット等のテクノロジーの導入により、生産性の向上やケアの質の向上の効果があった事例について、県内の実施しない介護事業所に横展開して、介護ロボット等の実用・実装促進につなげてまいりたいと考えております。こうした取組によって、今、介護現場の人手不足が非常に厳しい状況にありますので、人手不足の解消と質の高い介護の実現を目指してまいりたいと考えております。

◆佐々木正行委員

部長が言ったとおりだと思います。私もいろいろな介護現場、また勤めている方に様々ヒアリングをしていますけれども、圧倒的に人手不足ということで、近い将来、維持できるのかという、35万人足りないというのが報道でもありますけれども、そこで、現場はロボット等のテクノロジーを活用して、業務の効率化とか生産性の向上というのを求めていると思います。しかし、シーズとニーズが違っちゃって、高いお金を払って導入したけれどもあまり使えなかつたとか、今までそういう実態になっちゃっていた、そこを解消しようとして、今年度から来年度にかけては、改良しながらでもまず実験をして、そして導入に向けようという、本当にすばらしい取組をしてくださっているので、ぜひ成功させていただきたいと思う。

それから、その期待に応えるためには、さっき課長もおっしゃっていたけれども、県庁内で産業労働局と福祉子どもみらい局が緊密に連携して事業を進めるという中で、さっき言ったシーズとニーズが違っちゃっているんですが、それは産業系が行っちゃっているから、すばらしいものを作っているのですけれども、現場のニーズと分かっていなかった場合が今まであったと思うんです。国の施策も、経産省が先に行っちゃって、後から厚労省がついて行っちゃったみたいなのが実態としてあるわけですから、今後は例えば、福祉子どもみらい局の職員を産業労働局に兼務させていただいて、同じ部屋で業務を行うということによって、部局の垣根を越えて、横串で県庁一丸となって介護ロボットの実装促進に取り組んでいけるんじゃないかなと思いますので、これは強く要望させていただきたいと思います。

次に、物流の2024年問題についてお伺いいたしますけれども、これまでの県の取組について、改めて確認の意味で教えてください。

◎商業流通課長

貨物運送事業者が適正な運賃を確保できるよう、県内親事業者約2,000者に対し、取引価格の適正化について昨年10月に要請を行いました。また、昨年12月補正において、貨物運送事業者への燃料価格高騰分への支援や、事業協同組合の物流効率化設備導入への支援、さらに、大型免許等の取得促進に向けた支援等の予算も計上しました。さらに、県民の意識改革や行動変容を促すため、物流の2024年問題について、物流の停滞が懸念されることや、再配達の削減に対する御理解と御協力のお願いを県のたより2月号に掲載いたしました。そのほか、県のホームページでは、再配達の削減のほか、国の取組や荷持ち・荷役時間の削減や納品期限の見直しといった荷主事業者への商慣行見直しに対する御理解と御協力のお願いも掲載しております。

◆佐々木正行委員

物流革新ということで、国も来年の今頃から、関係行政機関が連携して、総合的な対策を検討して継続的に行っているというふうに聞いているのですけれども、それについて掌握できている範囲で、その把握している状況を教えてください。

◎商業流通課長

国は、令和6年2月16日に、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議で、2030年度に向けた政府の中長期計画を発表しております。この計画の主要施策のポイントの一つとして、適正運賃収受や物流生産性向上のための法改正等が挙げられています。具体的には、一定規模以上の荷主・物流事業者に対する荷待ち・荷役時間短縮に向けた計画作成の義務づけ、さらに、トラック事業における多重下請構造是正に向けた実運送体制管理簿作成や、契約時の書面による交付等の義務づけが法制化されることになりました。また、2024年4月から、高速道路における大型トラックの法定速度が、現在の時速80キロメートルから90キロメートルに引き上げられるということでございます。

◆佐々木正行委員

12月補正で予算措置された運送事業者に対する支援の進捗状況について、簡潔にお答えください。

◎商業流通課長

物流の要である中小貨物運送事業者に対する燃料価格高騰分の支援につきましては、3月4日から申請の受付を開始しております。また、事業協同組合の物流効率化設備に対する補助については、神奈川県中小企業団体中央会が、3月中旬の公募開始に向けて準備をしているところでございます。

◆佐々木正行委員

今後、県としてどのように取り組んでいくのか、最後に伺います。

◎中小企業部長

いよいよ来月4月から、トラックドライバーの時間外労働の上限規制が始まります。国を挙げてその対応に全精力を注いでいるところでございますけれども、県としても、できることをしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。まず、12月補正予算で議決された事業を着実に実施してまいります。さらに、引き続きまして、貨物運送事業者の運賃の適正化、再配達削減などにつきまして広く周知し、トラックドライバーの賃金水準の向上、物流の負荷の軽減を後押ししてまいりたいと考えております。物流は経済の血流と呼ばれておりまして、物流の停滞は多くの社会経済活動に多大な影響をもたらします。今後とも引き続き、物流の2024年問題にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

◆佐々木正行委員

今、部長がおっしゃったとおりなので、物流の2024年問題を契機に、課題が浮き彫りになってきたわけですから、さらに、この中小企業を含めた物流業界に支援をしていただきたいということとともに、県民に対してもそういう理解を求めながら、荷主に対しても引き続きアプローチしていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、海外駐在員についてお話をしたいと思います。

議会の常任委員会等でも海外に視察に行かせていただいたことが何回もありますが、その際、海外駐在員の皆さんが高いに頑張っているという印象を持っている中で、まず、シンガポールとアメリカ・ニューヨークに海外駐在員を派遣するとしているけれども、赴任期間についてお伺いします。

◎企業誘致・国際ビジネス課長

それぞれ2年間を赴任期間として、シンガポール及びニューヨークに派遣しております。ただ、シンガポールで2年間勤務した後、アメリカのニューヨークで勤務する形としております。

◆佐々木正行委員

以前は3年だったというふうに認識していました、赴任が2年間では、現地に溶け込んで経済交流などをしていくには十分とは言えないんじゃないかと思っていました、いろいろな人事の状況なんかもあるにしても、2年間としてしまった経緯、これを確認したいと思います。

◎企業誘致・国際ビジネス課長

現在の方式は、令和2年3月から開始しております。それ以前は、シンガポール、アメリカ、それぞれ3年間の赴任期間で、違う職員を派遣していました。ただ、アメリカに赴任するにはH-1Bビザというビザを取得する必要がありまして、これは抽せん方式のため、当時は選考倍率が2倍から3倍となっておりまして、落選になることもあります、確実に取得できる状況ではありませんでした。そのため、過去に抽せんから漏れたこともございましたので、

赴任中の駐在員の任期を延長せざるを得なかったという事態もございました。アメリカには、このH-1BビザのほかにもL-1Aビザという、アメリカに拠点を持つ企業等が、社員を他国からアメリカに転勤させる際に活用する抽せんを要しないビザもございます。そこで、職員の派遣先でありますジェトロと調整しまして、ジェトロ内の転勤という形でL-1Aビザによりまして、シンガポールからアメリカに続けて赴任しているとしました。この検討をする際に、赴任期間をそれぞれ従来の3年間とするかというのもあったんですけども、海外の赴任期間が6年間となりまして、職員だけではなく家族の生活等に大きな影響を及ぼしたり、もしくは、一人の赴任期間が長くなりますと全般的な人材育成といったものに支障があるのではないかという観点から、現在、各2年間で4年間の赴任期間としたものでございます。

◆佐々木正行委員

ビザの関係とか、アメリカの政権が、いろいろ大統領選とかそういうことも関係しちゃっているんだろうと思うので、非常に影響がありますが、海外駐在派遣員が行っているということは、神奈川県との経済交流も含めてやっていくためにというわけなんだけれども、そのほかの要因があるということはよく分かりましたが、ちょっと残念だなと思うんです。抽せんの選択をするのか、短くするのかというのは、行かないより行ったほうがいいだろうとなっちゃうかもしれないで、それは理解できますが、私はそれでも3年間に戻すべきじゃないかと思っているのですが、最後にいかがでしょうか。

◎企業誘致・国際ビジネス課長

現地に溶け込んで経済交流などを行うに当たりましては、やはり2年間より3年間のほうがよいネットワークを築く等のメリットがあると考えます。ただ、3年とした場合、シンガポール、アメリカと通算6年という、先ほど言ったようなデメリットもございます。以前のように別々にできればとは思うんですけども、やはり抽せんという不安定なものがどうかというのがありますので、確実に職員を派遣できないというのが課題だと思っております。現時点としては、現在の派遣方法が、ベストではないですけど望ましいと考えております、引き続き確実に職員を派遣できる方法を検討していきたいというふうに考えております。

◆佐々木正行委員

ぜひ、いい方法を見いだしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

神奈川なでしこブランドについてお聞きしたいと思いますが、私は、最初の第1回のときから推薦した人が2人ぐらいいて、非常に見込みがありまして、非常に大事だと思っていますが、現在の認定状況について教えてください。

◎雇用労政課長

今年度の神奈川なでしこブランド2024への応募件数は70件で、前年度の応

募集件数 46 件と比べて約 1.5 倍に増えています。神奈川なでしこブランドは、平成 25 年度から認定を開始して、今年度で 9 回目の募集となり、これまでの認定商品は、今年度認定した 17 商品を含め累計で 162 件になりました。

◆佐々木正行委員

パンフレットを見ていて、これは非常にいい作りになつてはいますけれども、アンケート結果が掲載されていて、「メディア露出が増えた」で 34.8% と書いてあるのですけれども、私はこんなに露出しているように思えないんです、その人たちにお会いしたりしますけれども。何人中何人がそのように答えたのか確認させてください。

◎雇用労政課長

神奈川なでしこブランドに認定された商品を開発した企業や団体が感じた認定後の効果について、年 1 回アンケート調査で把握をしています。2023 年に実施したアンケートでは、第 1 回から第 8 回までの認定商品を開発した全企業・団体、146 社に郵送で照会し、46 社から回答を頂きました。委員御指摘のメディア露出が増えたという効果については、アンケートに回答いただいた 46 社のうち、認定後にマスコミ、メディア等で取上げが増えたと回答した企業は 16 社でございました。

◆佐々木正行委員

今まで過去に認定された商品もブラッシュアップしたり、バージョンアップしたりとかされていると思うんですけども、そういう過去の商品についての紹介とか、追ってそういう様々なアピールをしたりとか、そういうことをしているのでしょうか。

◎雇用労政課長

先ほど答弁しましたアンケート調査の中で、認定商品について、認定時から仕様に変更があったかなど、現在の認定商品の状況についても確認しています。また、イベントでの認定商品の展示、販売会への出展についての希望や、県が運営する S N S での認定商品の紹介の可否についても確認した上で、ニーズに応じた広報等を行っています。

◆佐々木正行委員

この問題の質問の最後ですけれども、なでしこブランドの認定商品を効果的に P R していくには、様々な県が主催するイベントなんかにも活用していただいたほうがいいと思うんですよ、所管じゃなくても。ですから、部局横断的にそういうアンテナを張っておいて、いろいろなところにアピールしたらどうかなど。私が紹介したのは、例えば、ねんりんピックのときに全国からいろいろな人が来るから、それを出したらどうかという提案をして、一部行っていたみたいですけれども、そういうところは一生懸命やったほうが、より効果的にアピールできていいんじゃないかと思うので、それについて今後どうしていくの

かお聞かせください。

◎雇用労政課長

引き続き、イベントを主催する所属から出展の希望について全庁的な照会があった際には、これに積極的にエントリーするとともに、当課からも県が開催するイベントについて広く情報収集を行うことで、神奈川なでしこブランドの認定商品を出展する機会を開拓してまいります。なお、販売イベント等に出展した際には、これまでの認定商品を紹介するリーフレット等を併せて配布するなどして、効果的にPRを行っていきます。

◆佐々木正行委員

最後に、事業の休廃止に関する窓口相談について質問しますが、我が会派のおだ議員が、昨年の12月の本会議で、事業の休廃止に関する特別相談窓口の設置をお願いして、その設置後、相談状況について確認をさせてください。

◎中小企業支援課長

事業の休廃止に関する特別相談窓口を設置しました1月23日から2月末まで、営業日で申し上げますと26日間になりますが、この間の相談件数は7件でございました。

◆佐々木正行委員

どのような相談があったのか、答えられる範囲でお願いします。

◎中小企業支援課長

具体的な相談といったしましては、破産申請に当たっての経営者としての連帯保証債務の支払いについての相談、それから、廃業に当たっての知的財産の処分についての相談や、廃業の検討を進めているが、再度挑戦する場合の保証協会の利用についてなどの相談がございました。また、休廃業の相談とは少し異なりますが、親が病気になったので、会社を廃業させたいがどうすればよいかといった御相談もございました。

◆佐々木正行委員

最後に、この廃業を支援する窓口については、様々な方々から非常に必要だというお声を聞いているんですね。なので、この窓口の利用促進に向けて、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

◎中小企業支援課長

この窓口を知っていただくため、まず、開設時には記者発表を行い、県のホームページに掲載するとともに、商工会・商工会議所などの支援機関に情報提供いたしました。今後は、支援機関に加えて、金融機関や税理士、中小企業診断士といった士業の方々に対しても、説明会、会議などの機会を捉えて、改めて周知を図っていきますとともに、SNS等を活用した広報についても実施し

てまいります。

いずれにしましても、円滑に事業を整理することは、周囲への影響を最小限にとどめるとともに、経営者やその関係者のその後の生活にとっても大変重要なことでありますので、必要としている方にしっかりと情報が届くよう、活用していただけけるよう周知に努めてまいりたいと思います。

◆佐々木正行委員

最後に要望しますが、廃業に至っていくまでには非常に御苦労なさって、何とか食いつないでいただきたいという思いは、県もいろいろな支援をしてくださっていますが、廃業すると決断したほうがいい場合もあるということもありますと、対応が遅くなると債務が膨らんじゃって大変になるということもあるので、専門の窓口に早く相談できるような体制をつくっていただきたいというふうに、最後に要望させていただきます。

10項目にわたって質問させていただきましたが、県民の声を中心に質問させていただきました。様々御回答いただきましたけれども、全力で取り組んでいただきたいということをお願いして、質問を終わりります。